

周南市要綱第124号  
令和3年12月14日

周南市公共基準点管理保全要綱をここに定める。

周南市長 藤井律子

## 周南市公共基準点管理保全要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき市が管理する公共基準点の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点及び街区多角点であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

### (管理主管課)

第3条 公共基準点の管理保全の主管は、地籍調査担当課（以下「主管課」という。）とする。

### (使用手続)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、公共基準点使用承認書（別記様式第2号）により使用承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認を受けた者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は関係者の請求があったときは、速やかにこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定により承認を受け公共基準点を使用した者は、公共基準点使用報告書（別記様式第3号）により使用結果を報告しなければならない。

### (工事施工の届出)

第5条 公共基準点の付近で次に掲げる工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（別記様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請している場合は、当該届出書の提出を省略することができる。

- (1) 堀削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る堀削工事等
  - (2) 車両、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる工事
  - (3) その他の公共基準点の効用に支障を来すおそれがある工事
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、断面図及び平面図（堀削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
  - (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
  - (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点が確認できるもの）
- 3 工事施工者は、公共基準点付近での工事が完成したときは、速やかに公共基準点付近での工事完成報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。
- (1) 完成写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
  - (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着工前、完成後が対比できる引照点図及び公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）  
(測量標の一時撤去又は移転)
- 第6条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じたときは、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（別記様式第6号）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 位置図、断面図及び平面図（堀削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
  - (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
  - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、これを承認したときは、当該申請者に公共基準点（一時撤去・移転）承認書（別記様式第7号）を交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市が実施する工事において公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じたときは、当該工事の実施担当課長が、公共基準点（一時撤去・移転）協議書（別記様式第8号）により主管課長と協議するものとする。  
(機能の回復)

第7条 工事施工者は、公共基準点を滅失、毀損、移転等により、その効用に支障をきたした場合は、当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正しなければならない。

2 前項の場合において、同一構造による再設置が不可能なときは、主管課と協議の上、変更することができる。

(機能回復の施工者)

第8条 公共基準点の測量標を移転又は復旧する工事（測量を含む。以下「移転等工事」という。）は、原則として工事施工者が行うものとする。

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき主管課が行うものとする。ただし、測量業務は工事施工者が行い、手続き上必要な測量成果品一式を作成するものとする。

(設置工事)

第9条 工事施工者は、設置位置、設置施工方法及び測量方法について、施工前に主管課と協議しなければならない。

2 測量標等は、原則として既設のものを再度利用するものとする。ただし、使用不可能な場合は、主管課長と協議するものとする。

3 工事施工者は、設置工事が完成したときは、速やかに公共基準点設置工事完成報告書（別記様式第9号）に、必要な書類及び測量成果品一式を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 工事施工者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の移転等工事に要する費用（既設の公共基準点の撤去費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原則として工事施工者が負担するものとする。

(準用)

第11条 第7条から前条までの規定は、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した工事施工者以外の者について準用する。この場合において、第7条第1項中「工事施工者」とあるのは「故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した工

事施工者以外の者（以下「事故原因者」という。）と、前3条中「工事施工者」とあるのは「事故原因者」と読み替えるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。